ススス振第４９６号
令和３年５月１０日

公益財団法人
さいたま市スポーツ協会　会長　様

さいたま市スポーツ振興課長

スポーツ施設等の利用制限期間の変更について

新緑の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

貴会の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、埼玉県におけるまん延防止等重点措置の延長に伴い、スポーツ施設等の利用制限について、別添のとおり期間が変更となりましたので、お知らせいたします。

また、市主催・共催のイベントにつきましては、原則として中止又は延期となります。

各団体におかれましても、イベント・大会等の取扱いについては、御配慮いただきますとともに、より一層新規陽性者を減らしていく必要がある状況ですので、スポーツ施設等を利用する際は、施設管理者と協議し、適切な感染防止策を講じていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

さいたま市スポーツ振興課
担　当　細渕・正木・井上
直　通　０４８－８２９－１０５８
ＦＡＸ　０４８－８２９－１９９６
E-mail　sports-shinko@city.saitama.lg.jp

別紙１

＜利用時間が制限となるスポーツ施設等＞

【屋内スポーツ施設】

浦和駒場体育館、大宮体育館、与野体育館、浦和西体育館、サイデン化学アリーナ、大宮武道館

※シャワー室等、一部利用制限があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

【公園施設】

岩槻文化公園（メインアリーナ等、トレーニング場、研修室）、大和田公園（会議室）、さいたま新都心公園（集会室）、三橋総合公園（体育室、トレーニング場、屋内プール）、秋葉の森総合公園（会議室）、浦和北公園（談話室）、浦和総合運動場（トレーニング室、会議室）、沼影公園（屋内プール、会議室）、下落合プール（屋内プール）、岩槻温水プール

※施設により利用人数、時間数等の制限があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

【制限内容】

午後８時以降の利用ができません。また、この期間で午後７時から９時枠を新たに予約することはできません。

なお、既に利用予約されている場合にも、午後８時までの利用に御協力いただきますようお願いします。

【対象期間】

令和３年５月 31 日（月）まで

※各施設における利用人数の制限等につきましては、市ホームページや各施設のホームページ等を参照いただくか、各施設に直接お問い合わせください。